

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十二第

行發日一月七年五十五正大

論叢

効用、價值及び價格

九州帝國大學 教授 文學博士

高田 保馬

資本利子税と地方附加税

教授 法學博士

神戸 正雄

ツエツコ・共利國の土地制度改革

教授 法學博士

河田 嗣郎

一九二二年のロシア勞働法

教授 法學士

末川 博

我國財政の季節的變動

助教授 法學士

汐見 三郎

講演

我國の國際貸借と金解禁問題

法學士

井上準之助

說苑

誤れる植民政策の畸形兒・琉球

教授 法學博士

山本美越乃

足袋の製造工程

法學士

本多 芳郎

雜錄

貧富調節論

教授 經濟學博士

木庄榮治郎

天台宗團の財政

經濟學士

中川與之助

經濟學會大會記事

法令

清涼飲料税法・織物消費税法中改正・地方税に關する法律・健康保險特別會計法・農桑倉庫法中改正・輸出生絲検査法・郵便年金法・製鐵業獎勵法

(禁轉載)

を散じて國用に充て若くは窮民救済に充つるの思想は、相當に認められたものゝ如くである。御用金は前者の場合であり、飢饉火事地震其他の天災の場合に富者を懲懲して窮民の救済に當らしめたことは常に見る所である。然し御用金の可否は明治の初年にも議論せられた所である。明治二年三月の公議所の討論では、これが廢止を可とするものあり、否らざるものもあつたが、遂に四月に至つて御用金を廢し國債法を設くるの上裁書を上るに至つた。^{*}このことはやがて徳川明治兩期における國民思想并に社會財政經濟組織の相違をも示すものであらう。

天台宗團の財政

中川與之助

一 緒言

比叡山延曆寺を大本山となす天台宗の我國宗敎界に於ける現時の勢力は、さまで大なるものに非ずして、^(註)山法師の跋扈せる昔時の豪勢に比

すべくもないが、傳敎大師立宗以來、法統を繼ぐこと茲に一千百有餘年、今猶、三、四六三の寺院、二、〇八三の住職、八六八、九六八の檀徒九九六、九九四の信徒よりなる宗團を組織してゐる。私は今この宗團の財政一般を述べやう。

(註) 日本敎界に於ける天台宗の勢力

	寺院數	住職數	檀徒數	信徒數
日本佛敎各派	七、六六六	五三、三〇三	三〇、八四四、五五	一、五、六、五〇、二五
天台宗	三、四四三	二、〇八三	八六八、九六八	九九六、九九四
右百分比	五〇%弱	四%弱	三%弱	七%弱

又天台宗各派の總勢力を眞言宗各派の總勢力に比較すれば、天台宗は遙に劣勢にて寺院數は三七%、住職數は四〇%、檀徒數は二二%、信徒數は一〇%である。

二 一派の統制組織^註

天台宗は全國(北海道を除く、北海道に關して特別の規定を設く)を三十教區に分ちて、一般末寺僧侶信徒を統轄する。但し直轄寺及び延曆寺一山を教區外に置きて、一般宗則を適用せずして特段の取扱をなす。各教區は自治を原則となし、區内の財政及び「條例」を議決する機關として「教區會」あり、教區長は之が執行機關と

* 原傳藏、明治初年における富豪税に關する評論、歴史地理第三十四卷二號
 ** この數字は宇宙第一卷第四號に掲げられし小松雜道氏の「諸宗數の現勢」に據る

なる。これ等の各教區を總轄する大本山は、大體國家の統治様式を模倣して代議制度をとり、全國の各選舉區（一教區を一選舉區となす）より「宗會議員」を選出せしめ、以て大本山の「宗會」を構成する。宗會は毎年一回之を召集し一派の財政をはじめ「宗則」一般を議するものとなす。

「宗會」の外に「精査局」あり。「精査員」は宗門に功績ある者、學識徳望ある者、興學布教に經驗ある者、宗務に通曉せる者、法儀古實に達する者等より特選せらるゝ者と、多額の宗費を納むる者から互選せる者とよりなる。「宗會」を衆議院とすれば、「精査局」は貴族院に比すべきものである。この外、「宗務廳」ありて派内の行政司法を掌る、これ等諸機關の上に君臨し一宗の教權を總攬するは「天台座主」である。「天台座主」は延暦寺の住職にして兼ねて天台宗の管長であり、一派から選出せらるゝと雖も一定の任期あるに非ずして、終身その地位に就くものとなす。「天台座主」は法脈を相續するものにして血脈を相續するものではない。この點はかの本願

寺などと異なる。又、彼は一派から選舉せらるゝと雖も、一度選舉せられたる以上は終身その地位を去ることなし。この點はかの妙心寺などと趣を異にする。即ち傳統的宗風によりて一派の統制にも種々の類型あるは注意すべきであらう。

三 宗團の財政

同派の大正十四年度豫算案に據れば、歳入歳出は拾四萬九千四百圓七拾錢である。試みに歳入を觀るに、「等級課金」、「任職義財」、「特別課金」、「禮録」、「支部義納金」、雜收、借入金等なるが、就中その額の最も大なるを、八萬七千壹百圓の「等級課金」及び參萬圓の借入金となす。

前者は豫算總額の約五八%、後者は約二〇%を占むる。「等級課金」は一派寺院より強制的に課徴するものにして國家の租税に當る。之は一般寺院の經常收入を標準として賦課するものであるが、この外、一般寺院の臨時收入、即ち土地建物等を賣却せる際、或は土地を交換する事によりて差益を生ずる場合、又は立木枯損木風倒

*** 現行天台宗制規類纂による
* 第十七回宗會速記録による

木障礙木等を賣却せる場合にもその收入の一部を課徴する。之を「特別課金」といふ。「等級課金」と「特別課金」とを合計すれば、歳入總額の約六二%となる。吾人が先に妙心寺派宗團の財政にて觀たる如く、この宗團に於ても歳入の半以上は課徴收入である。課徴收入と借入金とを合すれば歳入總額の八二%に當る。即ち天台宗の財政は一般寺院からの課徴金と借入金とによりて漸く支持せられてゐる状態である。住職に任命せらるゝ際に納付する「住職義財」、教師の新補度牒授與及托鉢免許に關して納付する「禮錄」などあるも、何れも少額である。唯これらは法階の授與、法職の任補等に當りて課徴する大本山の特權收入とも目すべきものであるが、現に多くの宗團に於て行はれつゝある所である。

翻つて歳出を觀るに、それは經常部と臨時部とに分たる。先づ經常部は、本山費、宗務廳費、宗學費、布教費、會議費等を主なるものとなる。本山費とは傳統的法燈の相續費をいひ、宗

務廳費は一派の司法行政に要する經費である。宗學費は中學費及び補助費等であり、布教費、會議費は布教及び各種會議の費用である。右の中、最も多額なるは宗學費にて貳萬八千五百六拾六圓、次は宗務廳費にて貳萬參千六百八拾圓である。前者は歳出總額の約一九%、後者は約一六%である。次に臨時部は無住寺院整理費、震災救援費、宗史調査費、臨時宗學費、借入金利子等なるが、就中最も多額なるは臨時宗學費にて約參萬圓に上り、次は借入金利子にて貳萬七千圓である。前者は歳出總額の約二〇%、後者は一八%である。茲に臨時宗學費とは聯大經營費負擔と専修院經營費補助及び駒込中學補助であるが、一派の重大なる財政問題となりつゝあるが故後に更に述ぶるであらう。兎に角、宗學費は臨時經常合して歳出總額の約四〇%をなす。教育費が宗團經費の大なる部分を占めてゐるは明である。

四 宗費の負擔

此の宗團の課徴金には既に述べたる如く「等

級課金」と「特別課金」の二種があるが、「特別課金」は臨時の負擔なるが故に姑く之を措き、茲には經常負擔とすべき「等級課金」について述べたいと思ふ。同派の「憲章」に據れば、宗費は寺院及び僧侶の負擔となし、檀信徒に關しては何等規定してゐない。而して之を「等級課金」と稱する所以は、一般寺院の所得を等級に分ち、それに應じて負擔に差等を附するが故である。既に所得に課する以上、「等級課金」は所得税と同一であり、而も之が課税標準となるものは、各寺院の不動産收入、資産收入、檀信徒收入等を綜合せる所得額なるが故に、個別所得税に非ずして一般所得税である。各寺院の所得額を定むるには、各教區に設置せられてゐる「寺院所得調査會」が、各寺院の申告に基いて之を決し更に大本山の宗務廳が審査決定するものとなす。現在は之を十二等級に分ち、各等級は更に三級宛に分たる。次に之が等級並びにそれに對する賦課額を示さうと思ふ。

等級	所得年額	課金年額	等級	所得年額	課金年額
特別寺院	九〇〇圓以上	定率ノ額 額之ヲ 定ム	七級 一級	六〇圓以上	六・〇〇
一級	七四〇〇	八〇・〇〇	七級 二級	七〇〇〇	六〇・〇〇
二級	六七〇〇	七〇・〇〇	七級 三級	七〇〇〇	五〇・〇〇
三級	六一〇〇	六〇・〇〇	八級 一級	五九〇〇	四〇・〇〇
一級	五五〇〇	五〇・〇〇	八級 二級	五〇〇〇	三〇・〇〇
二級	四九〇〇	四〇・〇〇	八級 三級	四〇〇〇	二〇・〇〇
三級	四四〇〇	三〇・〇〇	九級 一級	三〇〇〇	一〇・〇〇
一級	三九〇〇	二〇・〇〇	九級 二級	一八〇〇	六・四〇
二級	三三〇〇	一〇・〇〇	九級 三級	一五〇〇	三・六〇
三級	三〇〇〇	八・〇〇	十級 一級	一三〇〇	二・八〇
一級	二六〇〇	七・〇〇	十級 二級	九〇〇	一・八〇
二級	二三〇〇	六・〇〇	十級 三級	九〇〇	一・六〇
三級	二〇〇〇	五・〇〇	十一級 一級	四〇	七・〇〇
一級	一七〇〇	四・〇〇	十一級 二級	三〇	五・六〇
二級	一五〇〇	三・〇〇	十一級 三級	三〇	四・〇〇
三級	一三〇〇	二・〇〇	十二級 一級	三〇	二・八〇
一級	一〇〇〇	一・〇〇	十二級 二級	三〇	二・〇〇
二級	九四〇	〇・〇〇	十二級 三級	三〇	一・六〇
三級	七九〇	〇・〇〇	二十級 四級	三〇圓未滿	一・〇〇

大正十四年十月の「教區長會議諮問案附指示

事項」を觀るに、右の寺院等級所得年額及課金額の改正案が提出されてゐる。それは宗費の賦課に社會政策的原則を加味して、小所得の寺院に軽く大所得の寺院を重く課せんとするものである。さて吾人が嘗て紹介したる如く、臨濟宗妙心寺派にても經費は派内一般寺院の負擔する所であるが、之を天台宗の財政と比較するに、宗費の賦課方法及負擔程度に可なり差異を有する。第一に妙心寺派にては宗費の賦課は配賦税の形式をとつてゐるが、天台宗にては從率税である。第二に宗費の負擔額は天台宗の方は遙に多い。例へば、妙心寺派にて年所得六千圓以上七千圓までの寺院の一箇年の負擔額は、大正十四年四月の豫算に據れば總計百參拾貳圓五拾九錢であるが、天台宗にては右の表にあらはれてゐる如く、年所得六千圓以上六千七百圓までの寺院の「課金年額」は、六百四拾圓であり、前者の約五倍にも及ばんとしてゐる。他の所得等級の負擔額を比較しても、略々同様である。妙心寺派の財政當局は今日を以て殆ど宗費負擔の最

高限度となしてゐるのに、天台宗にては殆どその五倍を課徴してゐる。兎に角、宗費はこの宗團に於ても強制的に課徴せらるゝのであつて、滯納、不納の制裁としては、或は法服を禁止し或は「住職停權」を行ひ或は「住職解免」をなす。大本山の有する財政權の強大なることは、國家に於けるそれと同様である。最後に附言するに、「課金年額」は四分して年四回に分納するものにて、各教區毎に區内の宗費を徵收して本山財務部に送達するのである。

五 一派の財政問題

天台宗に於ける最近の最も重大なる財政問題は、聯合大學設立醜出金並に専修學院の設立費である。第十六宗會が流會の止むなきに至つたのも之が爲である。茲に所謂聯合大學とは、天台宗と新義眞言宗豊山派及び淨土宗の三派が、時代に相應した「社會的僧侶」を養成するの目的を以て、大學合による聯合大學を設立せんとするものにて、(註)専修學院とは「宗內的僧侶」を養成するの目的を以て、新に叡山に建立せんと

する學校である。本山當局は宗團發達の爲に、社會的に活動する僧侶と、宗內的に活動する僧侶の二種を必要なりとなし、従つて「社會的僧侶」を養成する聯合大學問題と同時に、「宗內的僧侶」を養成する專修院問題をも解決せんとし、それが建築費と財團基金とを合せて四拾六萬圓を計上した。之を聯合大學設立備出金に合すれば臨時宗學費は總計九拾六萬圓となる。

(註) 大正十三年十二月二日に成立せる三派委員の協約によれば、聯合大學設立費總額は百五拾萬圓、之を均分して三派各々五拾萬圓宛を大正十三年より向ふ九ヶ年に繰出するものとす。

右の如き經費は財源の乏しき天台宗の財政にとりては、大なる負擔なるが、宗團の維持發展の爲には止むをむすどなし、この費用を捻出する爲に、一般寺院、特別寺院、支部、檀信徒等より年々拾貳萬四千三百五拾圓宛を、向ふ十箇年に亘りて課徴し、以てこの問題を解決せんとしてゐる。その負擔の百分比は、檀信徒の負擔額は合せて九拾貳萬五千圓、寺院及び特別寺院の負擔額は合せて貳拾五萬六千圓、前者は徵集額の七七%、後者は二〇%に該當する。即ち檀信徒と寺院、特に檀信徒は約八〇%までを負擔することになるのである。

六 結 言

以上、天台宗團財政の梗概を述べたが、その歲入を觀るに、財産收入は殆ど之れなく、一般寺院からの課徴收入が大部分を占めてゐる。一般寺院の宗費の負擔は可なり重く、年所得の約一割位に當り、之を妙心寺派宗團に於ける一般寺院の宗費の負擔に比すれば約五倍に當る。又之を歲出に就て觀るに、教育費が最も多く、學校問題が重大なる財政問題となりつゝある。文化の盛なる今日に於ては、宗團の文化事業は管にそれ自體目的たるのみならず、各宗團の間に伍して勢力を維持する必要上止むを得ざる所である。宗團が大なる寺領を有し、又は布施によりて財政を支持せることは、多くは最早過去の事に屬し、先に吾人が妙心寺派宗團の財政に就て觀たる如く、天台宗團にありても、一般寺院から強制的に課徴せざれば宗團の生命を支へ難く、本山と末寺とが一の強制共同經濟を組織するに至り、而もその組織が單に一般末寺のみならず、檀信徒にも及ばんとしつゝあるのは注目すべき現象である。元來、信仰の自由は憲法の保障する所であり、ある宗團に屬する否とは各人の自由である。今日は猶傳統的な檀家組織

京都帝國大學經濟學會大會記事

に支配されて、俄に宗團の所屬を變更し難き事情の者多しと雖も、如何なる程度まで宗費の課徴を堪へ忍ぶかは問題にて、妄りに之をなす事は却て宗團の存在を危くするに至るかも知れぬ。かゝる事情を知りつゝ、而も宗費を課徴せざるをえざるは、多くの宗團の現狀なる如くである。天台宗團の如きも亦その例にもれぬであらう。思ふに、宗團がかくの如き財政組織を有するに至れるは明治維新以來のことである。日本の佛教寺院の發達を觀るに、皇族豪族大名等、その時の政治的支配階級の保護をうけたるもの頗る多く、延暦寺の如きも、かの平安鎌倉足利時代は姑く措き、徳川時代にも五千石の寺領を有し、當時は勿論教團を經營する爲に、一般末寺又は檀信徒から、經費を強制的に課徴するの要はなかつたのである。然るに、明治維新の變革は經濟社會政治組織にも大なる變化を齎らし、寺院の寺領もその大部分を沒收せられ、教團はそれ自體の自存目的上、やむなく教團構成分子に、その費用を負擔せしむるに至つたのである。されば、明治維新は日本の寺院經濟にも大なる變革を伴ふたものといはねばならぬ。

京都帝國大學經濟學會第八回大會は五月廿九日午後一時二十分より第四教室で開催せられ、例年の如く、學の内外より多數の聽衆が來集せられた。神戸教授の開會の辭及び會計報告に繼ぎ、次の講演にうつつた。

農業に於ける營利原則の妥當性について

長野縣下に於ける地割の慣行

岡山藩の財政

八本助教 本庄 教授 黒正 教授

神戸教授の開會の辭によつて、午後五時に講演會を閉ぢ、引續いて同好會の大會も開かれた。因にわが經濟學部では井上準之助氏を招聘して五月十一日より十五日に亘り「我國の國際貸借の現狀と其改善策」につき蘊蓄ある講演を聴いた。尙經濟學會の例會として學外より斯道の専門家を招いて左の如き講演會を開いた。

大正十四年十二月

木棉工業經營の現狀一斑 鐘淵紡績 井上 露氏
我國の棉業金融について 三菱銀行 山室宗文氏
海外金融について 正金銀行 水津彌吉氏

大正十五年一月

紐育の金融市場

住友銀行 今村幸男氏